

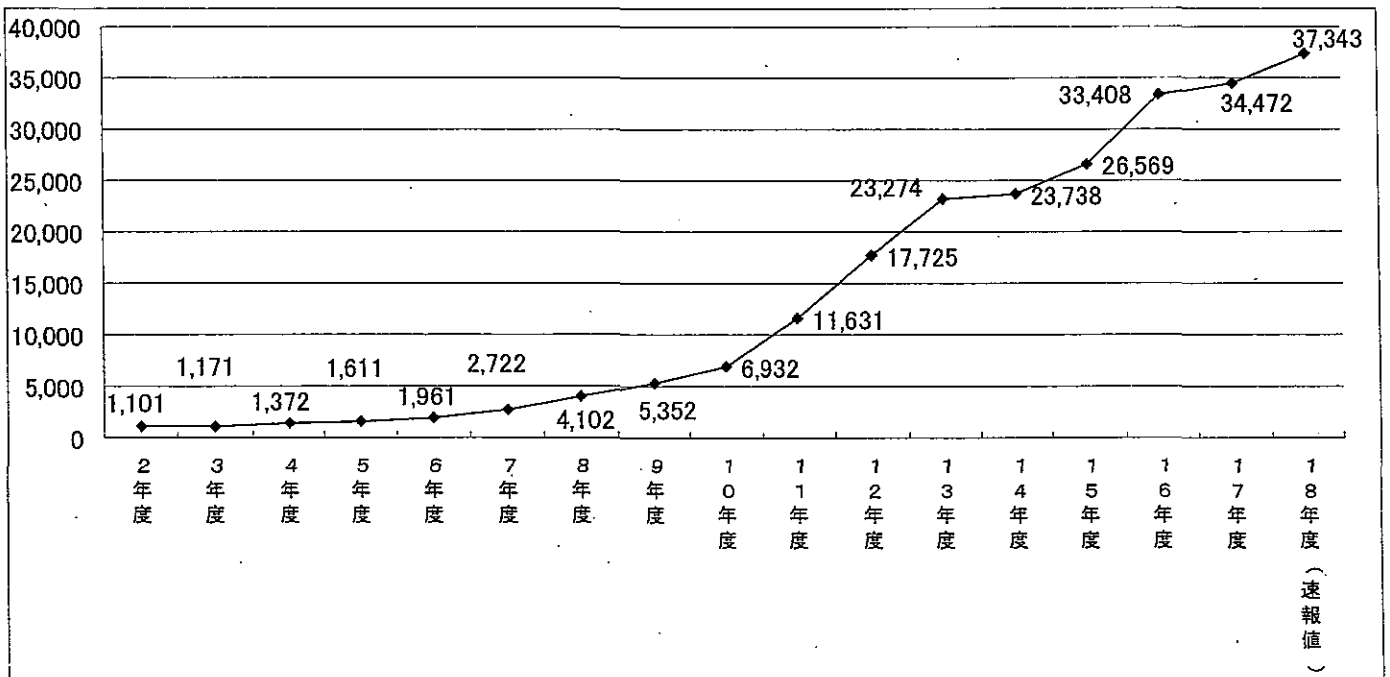
# 児童相談所における児童虐待相談対応件数

平成18年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数

**37,343件** (速報値)

【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
件 数	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472



児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、都道府県別表）

	児童相談所対応件数			対前年度増減率
	17年度	18年度 (速報値)	対前年度増減	
北海道	617	662	45	1.07
青森県	293	332	39	1.13
岩手県	277	303	26	1.09
宮城県	555	528	▲27	0.95
秋田県	133	186	53	1.40
山形県	130	129	▲1	0.99
福島県	157	250	93	1.59
茨城県	585	646	61	1.10
栃木県	542	521	▲21	0.96
群馬県	472	581	109	1.23
埼玉県	1,843	1,923	80	1.04
千葉県	1,238	1,287	49	1.04
東京都	3,146	3,265	119	1.04
神奈川県	1,744	1,497	▲247	0.86
新潟県	526	675	149	1.28
富山県	248	260	12	1.05
石川県	211	129	▲82	0.61
福井県	163	242	79	1.48
山梨県	253	304	51	1.20
長野県	599	547	▲52	0.91
岐阜県	470	479	9	1.02
静岡県	504	613	109	1.22
愛知県	800	821	21	1.03
三重県	533	524	▲9	0.98
滋賀県	645	709	64	1.10
京都府	267	459	192	1.72
大阪府	3,885	3,195	▲690	0.82
兵庫県	762	1,080	318	1.42
奈良県	531	570	39	1.07
和歌山県	293	316	23	1.08
鳥取県	99	75	▲24	0.76
島根県	98	160	62	1.63
岡山県	829	1,039	210	1.25
広島県	874	961	87	1.10
山口県	197	304	107	1.54
徳島県	200	236	36	1.18
香川県	400	420	20	1.05
愛媛県	311	261	▲50	0.84
高知県	164	146	▲18	0.89
福岡県	864	842	▲22	0.97
佐賀県	85	114	29	1.34
長崎県	279	223	▲56	0.80
熊本県	295	287	▲8	0.97
大分県	426	530	104	1.24
宮崎県	181	220	39	1.22
鹿児島県	144	84	▲60	0.58
沖縄県	451	364	▲87	0.81
札幌市	245	310	65	1.27
仙台市	369	318	▲51	0.86
さいたま市	308	424	116	1.38
千葉市	257	272	15	1.06
横浜市	1,231	1,395	164	1.13
川崎市	477	499	22	1.05
静岡市	264	203	▲61	0.77
名古屋市	603	850	247	1.41
京都市	365	548	183	1.50
大阪市	747	788	41	1.05
堺市	-	400	400	-
神戸市	221	261	40	1.18
広島市	356	547	191	1.54
北九州市	408	456	48	1.12
福岡市	302	425	123	1.41
横須賀市	-	226	226	-
金沢市	-	122	122	-
合計	34,472	37,343	2,871	1.08

平成19年度 児童福祉司、児童心理司の配置状況について

	人口(平成17年10月1日現在) A	児童福祉司の配置員数(19.4.1現在:速報値) B	児童福祉司の管轄人口(A/B)	児童福祉司の配置員数(18.4.1) C	対前年増減人員(B-C)	児童心理司の配置員数(19.4.1現在:速報値) D	児童心理司の配置員数(18.4.1) E	対前年増減人員(D-E)	児童福祉司と児童心理司の比率(児童心理司を1人とした場合の児童福祉司の数)(B/D)
北海道	3,746,874	62	60,433	62	0	35	35	0	1.77
青森県	1,436,657	44	32,651	43	1	20	21	▲1	2.20
岩手県	1,385,041	22	62,956	22	0	11	12	▲1	2.00
宮城県	1,335,120	31	43,068	29	2	16	15	1	1.94
秋田県	1,145,501	20	57,275	17	3	9	10	▲1	2.22
山形県	1,216,181	18	67,566	18	0	12	12	0	1.50
福島県	2,091,319	33	63,373	31	2	14	14	0	2.36
茨城県	2,975,167	43	69,190	42	1	18	19	▲1	2.39
栃木県	2,016,631	36	56,018	36	0	20	20	0	1.80
群馬県	2,024,135	43	47,073	35	8	20	20	0	2.15
埼玉県	5,877,929	105	55,980	106	▲1	35	29	6	3.00
千葉県	5,132,143	75	68,429	70	5	43	36	7	1.74
東京都	12,576,601	175	71,866	174	1	56	50	6	3.13
神奈川県	3,458,780	66	52,406	55	11	24	20	4	2.75
新潟県	1,646,325	36	45,731	40	▲4	13	13	0	2.77
富山県	1,111,729	14	79,409	16	▲2	7	7	0	2.00
石川県	719,419	16	44,964	15	1	14	13	1	1.14
福井県	821,592	12	68,466	12	0	7	7	0	1.71
山梨県	884,515	13	68,040	13	0	10	10	0	1.30
長野県	2,196,114	33	66,549	30	3	15	13	2	2.20
岐阜県	2,107,226	31	67,975	31	0	12	11	1	2.58
静岡県	2,287,459	39	58,653	44	▲5	15	17	▲2	2.60
愛知県	5,039,642	74	68,103	73	1	29	26	3	2.55
三重県	1,866,963	27	69,147	27	0	18	21	▲3	1.50
滋賀県	1,380,361	26	53,091	22	4	13	13	0	2.00
京都府	1,172,849	34	34,496	22	12	14	14	0	2.43
大阪府	5,357,389	128	41,855	131	▲3	41	42	▲1	3.12
兵庫県	4,065,208	68	59,782	63	5	34	36	▲2	2.00
奈良県	1,421,310	26	54,666	23	3	10	11	▲1	2.60
和歌山県	1,035,969	20	51,798	20	0	11	12	▲1	1.82
鳥取県	607,012	19	31,948	19	0	6	6	0	3.17
島根県	742,223	15	49,482	14	1	12	12	0	1.25
岡山県	1,957,264	34	57,567	30	4	25	20	5	1.36
広島県	1,722,251	31	55,556	30	1	17	17	0	1.82
山口県	1,492,606	26	57,408	26	0	13	12	1	2.00
徳島県	809,950	16	50,622	15	1	10	10	0	1.60
香川県	1,012,400	17	59,553	20	▲3	10	10	0	1.70
愛媛県	1,467,815	25	58,713	24	1	8	8	0	3.13
高知県	796,292	18	44,238	18	0	6	5	1	3.00
福岡県	2,655,104	51	52,061	45	6	16	16	0	3.19
佐賀県	866,369	12	72,197	11	1	7	8	▲1	1.71
長崎県	1,478,632	23	64,288	22	1	9	10	▲1	2.56
熊本県	1,842,233	31	59,427	29	2	10	8	2	3.10
大分県	1,209,571	23	52,590	22	1	12	11	1	1.92
宮崎県	1,153,042	18	64,058	18	0	7	7	0	2.57
鹿児島県	1,753,179	27	64,933	27	0	13	13	0	2.08
沖縄県	1,361,594	36	37,822	31	5	10	8	2	3.60
札幌市	1,880,863	31	60,673	29	2	11	12	▲1	2.82
仙台市	1,025,098	17	60,300	16	1	12	13	▲1	1.42
さいたま市	1,176,314	20	58,816	20	0	7	7	0	2.86
千葉市	924,319	16	57,770	15	1	11	12	▲1	1.45
横浜市	3,579,628	75	47,728	64	11	21	16	5	3.57
川崎市	1,327,011	27	49,149	27	0	8	7	1	3.38
新潟市	785,134	12	65,428	-	12	5	-	5	2.40
静岡市	700,886	12	58,407	12	0	4	2	2	3.00
浜松市	804,032	12	67,003	-	12	8	-	8	1.50
名古屋市	2,215,062	40	55,377	40	0	10	9	1	4.00
京都市	1,474,811	38	38,811	34	4	10	10	0	3.80
大阪市	2,628,811	51	51,545	52	▲1	15	13	2	3.40
堺市	830,966	17	48,880	16	1	8	7	1	2.13
神戸市	1,525,393	29	52,600	29	0	11	11	0	2.64
広島市	1,154,391	17	67,905	16	1	5	5	0	3.40
北九州市	993,525	16	62,095	14	2	6	6	0	2.67
福岡市	1,401,279	22	63,695	15	7	7	6	1	3.14
横須賀市	426,178	9	47,353	8	1	7	7	0	1.29
金沢市	454,607	10	45,461	9	1	6	3	3	1.67
合計	127,767,994	2,263	56,460	2,139	124	959	906	53	2.36

A 平成17年10月1日 国勢調査



平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	118	65.6%	83	46.1%
青森県	19	46.3%	12	29.3%
岩手県	32	91.4%	22	62.9%
宮城県	35	97.2%	30	83.3%
秋田県	15	60.0%	4	16.0%
山形県	30	85.7%	22	62.9%
福島県	33	56.7%	21	35.0%
茨城県	31	70.5%	21	47.7%
栃木県	20	64.5%	18	58.1%
群馬県	27	71.1%	15	39.5%
埼玉県	28	40.0%	26	37.1%
千葉県	35	62.5%	17	30.4%
東京都	31	50.0%	45	72.6%
神奈川県	15	45.5%	17	51.5%
新潟県	32	91.4%	25	71.4%
富山県	11	73.3%	5	33.3%
石川県	19	100.0%	19	100.0%
福井県	15	88.2%	8	47.0%
山梨県	26	92.9%	21	75.0%
長野県	71	87.7%	45	55.6%
岐阜県	28	66.7%	16	38.1%
静岡県	35	83.3%	26	61.9%
愛知県	36	57.1%	38	60.3%
三重県	25	86.2%	15	51.7%
滋賀県	18	69.2%	14	53.8%
京都府	19	73.1%	16	61.5%
大阪府	19	44.2%	31	72.1%
兵庫県	27	65.9%	23	56.1%
奈良県	21	53.8%	16	41.0%
和歌山県	17	56.7%	13	43.3%
鳥取県	15	78.9%	6	31.6%
島根県	18	85.7%	14	66.7%
岡山県	18	66.7%	19	70.4%
広島県	20	87.0%	12	52.2%
山口県	16	72.7%	10	45.5%
徳島県	12	50.0%	8	33.3%
香川県	12	70.6%	9	52.9%
愛媛県	8	40.0%	5	25.0%
高知県	19	54.3%	11	31.4%
福岡県	32	47.0%	33	50.0%
佐賀県	19	82.6%	9	39.1%
長崎県	22	95.7%	16	69.6%
熊本県	32	66.7%	13	27.1%
大分県	11	61.1%	9	50.0%
宮崎県	11	36.7%	7	23.3%
鹿児島県	28	57.1%	12	24.5%
沖縄県	29	70.7%	20	48.7%
全国計/平均	1210	68.5%	897	49.7%
平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。  
 ※ 平成19年6月1日現在(予定も含む。)



## 「オレンジリボン・キャンペーン2007」について

## (趣旨)

- 今般の児童虐待防止法の改正、さらに、次の主要課題である里親、児童養護施設等の社会的養護体制の見直しに向けて、児童虐待防止に関する社会的な機運の醸成を図る。
- 「民間」と「国」で、それぞれ別個に実施されてきた児童虐待防止に向けたキャンペーン活動について、地方自治体を加え、「民間・地方自治体・国」が11月の児童虐待防止推進月間を中心にトータルな形で実施するしくみとする。

## (基本方針)

- ややもすれば関係者中心となりがちの講演会型のキャンペーンだけでなく、広く一般の関心を高めるような、シンボリック施設のオレンジライトアップやイルミネーション、市民参加によるパレード等のスタイルで実施する。
- 「児童虐待防止全国ネットワーク」が中心となって実施する民間レベルの取組を積極的に応援するとともに、児童虐待防止対策協議会の場を活用し、「民間・地方自治体・国」が連携し、一体となったキャンペーンを展開する。

(実施に当たってのポイント)

- 単にイベントを実施するのではなく、「オレンジリボン・キャンペーン」を通じて、伝えたいこと、広げたいことが明確に一般市民に届くような企画・運営を行う。

→ 単にライトアップするだけではなく、メディアと組んで市民の心にメッセージを伝える企画をめざすなど

《オレンジリボン・キャンペーンを通じて届けたいメッセージの例》

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい  
(寄付でも、ボランティアでも)
- もし可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい。

(参考)

本年度「児童育成事業推進等対策事業」の一環としてオレンジリボン・キャンペーンの取組を実施予定の地方自治体

岩手県、群馬県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、三重県、大阪府、  
広島県、熊本県、さいたま市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、  
福山市、熊本市、明石市



# 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

## ～平成19年度は、熊本県熊本市で開催します～

### 1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

また、こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を集中的に実施することとしています。

平成19年度におきましても、月間標語の募集、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発などを行うほか、次のとおり、全国フォーラムを開催することとしております。

### 2. 全国フォーラム

#### (1) 開催日

平成19年11月10日（土）～11日（日）

#### (2) 開催場所

熊本テルサ（熊本県庁そば：熊本県熊本市水前寺公園28-51）

#### (3) 主 催

厚生労働省

#### (4) 運営委員会

平成19年4月27日（金）に、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in くまもと」の運営委員会を立ち上げ、第1回会議を開催します。



# 市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○ 要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

	協議会(ネットワーク)設置済み市町村の割合
100%	16 (34.1%)
80%~99%	15 (31.9%)
60%~79%	15 (31.9%)
40%~59%	1 (2.1%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	平成19年3月31日 現在(見込み)	平成18年4月1日 現在
北海道	86.1%	83.9%
青森県	69.8%	37.5%
岩手県	100.0%	60.0%
宮城県	97.2%	86.1%
秋田県	64.0%	32.0%
山形県	100.0%	100.0%
福島県	75.0%	26.2%
茨城県	90.9%	56.8%
栃木県	96.8%	54.5%
群馬県	68.4%	56.4%
埼玉県	100.0%	95.8%
千葉県	100.0%	73.2%
東京都	77.4%	69.4%
神奈川県	100.0%	100.0%
新潟県	68.6%	60.0%
富山県	86.7%	86.7%
石川県	100.0%	84.2%
福井県	100.0%	100.0%
山梨県	96.4%	75.9%
長野県	64.2%	40.7%
岐阜県	100.0%	100.0%
静岡県	95.2%	92.9%
愛知県	100.0%	87.3%
三重県	100.0%	62.1%

	平成19年3月31日 現在(見込み)	平成18年4月1日 現在
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	76.9%	57.1%
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	100.0%	85.4%
奈良県	64.1%	59.0%
和歌山県	73.3%	60.0%
鳥取県	94.7%	84.2%
島根県	100.0%	81.0%
岡山県	92.0%	65.5%
広島県	100.0%	65.2%
山口県	81.8%	77.3%
徳島県	95.8%	91.7%
香川県	88.2%	76.5%
愛媛県	90.0%	40.0%
高知県	65.7%	54.3%
福岡県	58.5%	39.1%
佐賀県	65.2%	52.2%
長崎県	91.3%	60.9%
熊本県	95.8%	77.1%
大分県	100.0%	72.2%
宮崎県	67.7%	45.2%
鹿児島県	63.3%	49.0%
沖縄県	65.9%	43.9%
全国	85.1%	69.0%



○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十二号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百一十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)

(組織)

- 1 第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

- 1 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 1 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 1 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるところとする。

名称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
福祉文化分科会	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百二十五条の規定によりその権限に属させられた事項を処

<p>介護給付費分科会</p>	<p>理すること。 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>医療保険保険料率分科会</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指
  - 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
  - 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
  - 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- (部会)
- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

- 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用

する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課

二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課

三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課

五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平

成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とする。



## 社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十一条の規定に基づき、この規則を制定する。

### (会議)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という)は、会長が召集する。

2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

### (審議会の部会の設置)

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。)を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

### (諮問の付議)

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

### (分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

### (会議の公開)

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となつた事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

専門委員であつて議事に関係のある者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

(分科会の部会の設置等)

- 第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮つて部会を設置することができる。
- 2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。
- 3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮つて委員会を設置することができる。

(準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会のある臨時委員及び専門委員とあるのは、分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び